

嘉手納基地所属F-15戦闘機による燃料漏れ事故に対する意見書

平成23年8月16日、午後1時44分頃、嘉手納基地所属のF-15戦闘機が右主翼先端部分から燃料を噴出しながら嘉手納基地に緊急着陸した。

嘉手納基地報道部は17日、飛行中のF-15戦闘機の機体に不具合が生じて燃料を空中投棄し、さらに基地に戻る途中にも燃料系統の不具合で燃料が流出したことを明らかにした。

同機は燃料を噴出しながら民間地域や県道74号線上空を通過し嘉手納基地に緊急着陸しており、周辺地域への影響が懸念され、一步間違えれば燃料に引火し周辺住民を巻き込む大惨事に繋がる極めて危険で重大事故である。

これまでも、F-15戦闘機は車輪破損やフレア照明弾誤射、嘉手納弾薬庫地内や伊計島沖への墜落事故等が発生しており、そのたびにF-15戦闘機は欠陥機であると指摘されてきた。

再三、再発防止や安全管理の徹底を要求したにも関わらず、今回の燃料漏れ事故が発生したことは、嘉手納基地の安全対策に対する配慮が欠如していると言わざるを得ず、到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 事故原因の徹底究明と燃料噴出の影響について速やかに調査、公表すること。
- 2 事故等に関する情報の伝達を速やかに行うこと。
- 3 嘉手納基地所属のF-15戦闘機部隊を即時撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年8月26日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣
外務省特命全権大使(沖縄担当) 沖縄防衛局長